

### 【いじめの防止について】

昨年度、国が‘いじめ防止対策推進法’を制定しました。これは、全国的にいじめを苦に自らの命を絶つ生徒がなくなるという現状を踏まえ、いじめを根絶し一人一人の命や人権を守りたいという強い願いからつくられたものです。‘いじめ防止対策推進法’を受けて、弘前市では‘子どもの笑顔を広げる弘前市民条例～いじめや虐待のないまちづくりを目指して～’という条例が制定されました。また、こういった法律や条例を基に各学校でも‘いじめ防止基本方針’を作成しているところです。そこで、三中の‘第三中学校いじめ防止基本方針’の概要を紹介しますので、各家庭でもご周知方お願いしたいと思っております。

#### 【第三中学校いじめ防止基本方針】

##### 1 基本方針策定に当たっての考え方

いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加しています。また、いじめによって不登校になってしまったり自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき悩んでいる生徒もいます。いじめの問題への対応は学校として大きな課題です。

このことを念頭におき、国の法律、市の条例、\*GPSに基づき、本校の基本方針を示し、いじめ等のない学校の実現を目指して学校経営を進めていきます。

\*GPS…ガジュマル・プロジェクト in 三中

ガジュマルは多幸の木と言われていています。独特の形ですべての樹の姿が違うほど個性的です。一人一人の違いが認められ、それぞれ一人一人が幸せな毎日を送れるよう我が三中学区では、GPSを立ち上げ、各家庭や小・中学校、地域で話し合いを深め、できることから実践を積み上げていきます。

## 2 いじめとは

### ○いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### ○いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめを絶対に許さない、生み出さない」という決意。
- ・「いじめは、いじめる側が悪い」との認識。
- ・「いじめは、どの子ども、どの学校においても起こり得る」との認識。
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識。
- ・「いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、いじめの観衆や傍観者の存在にも注意を払い、いじめを許容しない集団をつくる」といった認識。

### ○いじめの一般的態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等。